

中世末期の府川郷——開発と郷の解体——

田 中 達 也

The Field Reclamation and the Dissolution of *Gou* (The Medieval Village) in the Last Years of Medieval Period : The Case of Fukawa-gou in Iruma County, Musashi.

Tatsuya TANAKA

要 旨

中世の武蔵国入間郡府川郷は、近世の八か村に及ぶ領域をもつ地域単位であったが、中世末期には石田本郷・谷中村・石田村といった新たな地域単位が成立、府川郷から分離していた。天正五年（一五七七）に検地が実施された「府川郷」も、近世菅間村へと引き継がれる地域単位であると捉えられ、これらの村落の自立により中世府川郷は解体した。「府川郷」や「河越本郷」の検地に関与した大野縫殿助は、在所とする谷中村の範囲を越えた広域的な開発の推進者であり、広域的開発の推進者と開発対象地における協力者の連携により実現した開発によって、中世郷の解体・再編がもたらされたと考えられる。

I. はじめに

本稿では、中世の武蔵国入間郡内に存在した一郷村である「府川郷」を事例にして、中世末期における郷村の様相と近世村落への変化を提示することを目的とする。

中近世移行期における東国の郷村を対象とし、その領域の変遷、耕地・集落景観や社会の変化を具体的に辿る研究は、景観の形成・変遷過程の解明を目指してきた歴史地理学のなかでも、これまでその蓄積に乏しく、事例研究の積み重ねが必要とされる分野となっている。これに対して、歴史学の分野においては、戦国大名後北条氏領国下の郷村における耕地開発を主題とした研究が盛んに行われてきた。そこでは、開発の対象やそのプロセスとともに、開発主体としての在地の開発主導者が注目され、それを手がかりに中世東国村落の特質や、開発にともなう社会変化の解明が試みられた¹⁾。これらの研究により、当期の開発が、近世の村落景観ばかりでなく、近世村落の社会秩序が形成される契機となるものであり、開発主導者がその積極的な担い手でもあったことが明らかにされた。

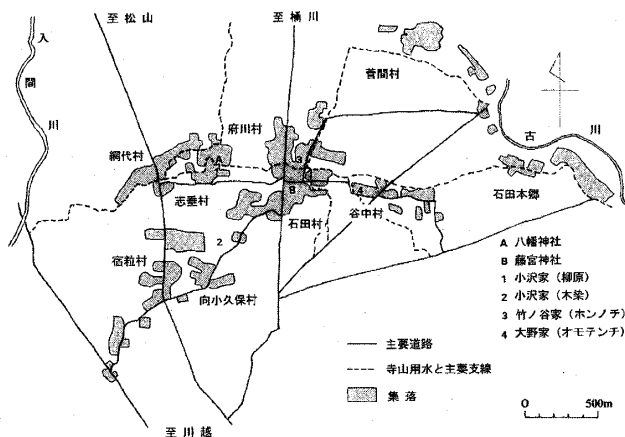
本稿で対象とする府川郷は、史料より大野縫殿助という有力百姓の存在が知られることから、近隣に位置する「河越本郷」とともにこれらの研究のなかでも度々言及され、戦国大名による検地の意義や、案内人として検地に関与した在地の有力百姓の実態、小代官や名主の郷村のなかでの職務について検討が加えられてきた²⁾。しかし、いずれの研究も、府川郷自体を検討の対象とするものではないため、中近世移行期における郷村変化の実態を具体的に提示するまでには至っていない。

い。これは、府川郷に限らず、他の郷村や開発主導者を取り上げた研究に共通するものであるといえよう。

そこで、本稿では、府川郷を対象に、史料にあらわれる有力百姓の実態について検討するとともに、中世末期における郷村の様相とその変化のなかに位置づけていく作業を行っていく。それにより、中近世移行期の東国郷村における景観や社会の変化とその担い手の具体像を提示していくための一事例としたい。

II. 中世府川郷の範囲と戦国期の様相

本稿の検討対象である府川郷は、川越城やその城下町が立地する武蔵野台地北端の北方、入間川右岸に位置する中世郷村である。近世後期編纂の『新編武蔵風土記稿』には、かつて府川村とともに志垂・宿粒・石田本郷・石田・谷中・網代の六村は全て府川郷と称したという



第1図 研究対象地域の概容

(明治前期「第一軍管地方二万分一迅速測圖原圖「埼玉縣下武蔵國入間郡鴨田村」「埼玉縣武蔵國入間郡川越早」より作成)

伝承が紹介されている。また、同書には、近世に府川・志垂両村の鎮守であった八幡社は、かつて府川・志垂・網代・宿粒・菅間・石田本郷・石田・谷中・向小久保・角泉十か村の鎮守であったとある。³⁾こうした一村落の範囲を越えた広域的な氏子編成は、同社が中世に郷鎮守としての役割を果たしていたことを示すものであり、中世府川郷がこれらの村落にまで及ぶものであったとみることできる。⁴⁾しかし、向小久保村は近世初期まで小久保村に含まれており、角泉村は入間川左岸に位置し比企郡に属するため、これら二村を除く八か村が中世府川郷の範囲であったと考えるのが妥当であろう(第1図)。

中世府川郷は沖積低地上に位置するものであり、その領域内と考えられる各村落は、いずれも入間川(古川)に沿って展開する自然堤防や沖積低地上の微高地に集落を立地させ、集落周辺や河川敷を畑として、後背湿地を水田として利用してきた。近世初期における各村の耕地の概容を示した第1表をみると、田畑比率は各村によって異なっているものの、総じて水田が卓越する耕地状況にあったことがわかる。ただし、個々の村落が占拠する範囲の地形条件に応じて、入間川に面する石田本郷や高畑のように、畑の面積が水田を上回る村落が存在する一方で、谷中や網代のように、畑の比率が低い村落もあった。

永正七年(一五一〇)の上杉顕定書状写によると、同年十一月に「河越符川口^(府川)」において「太刀打」が行われたとある。⁶⁾近世においても、川越から松山や鴻巣へ至る道がその範囲内を貫通し、これらの道が入間川と交差する地点には渡船場が設定されていた。⁷⁾これらのことから、中世府川郷が、川越郊外に位置し、その北部を占める郷村とし

て、川越と密接に結びつきつつ、川越と他地域とを結びつける交通とも深く関わる存在であったと想定される。

次に、戦国期における府川郷の様相を示す史料を提示する。

第1表 寛文4年(1664)「河越領郷村高帳」における旧府川郷村落の田畑面積

	村高	田	畑	開発田	開発畑
府川村	351石	22町2反	15町9反	1町3反	9反
高畑村	193石	8町2反	26町7反	1町2反	4町1反
志垂村	216石	14町6反	6町9反	8反	4反
網代村	294石	26町	2町1反	1町5反	1反
宿粒村	446石	41町	16町5反	2町4反	9反
石田本郷	513石	31町8反	37町2反	4町9反	4町2反
谷中村	309石	24町6反	6町	1町4反	3反
石田村	469石	34町7反	13町9反	2町	8反
菅間村	742石	51町	34町4反	8町6反	5町1反

(『埼玉県の地名』(平凡社)より作成)

注) ・出典では村高における斗以下、田畑面積における畝以下が「余」とされているため、ここではこれを切り捨てた。
・高畑村は府川村分の耕地のみの村落である。

(史料1)⁸⁾
〔押越〕
「竹谷
大野」

府川之郷一陽年来致隠田處、此度訴申間、被遂検地處、兩人申上條明鏡也、然間、兩人三代官職被仰付候、并御領所之隠田、申上為御褒美、今度増分、定納廿九貫之内五貫文、兩人三永被下候、猶郷中之様子御書出者、別紙有之、從來秋如御法、速可走廻旨、被仰出者也、仍如件、

天正 五年^{丁丑}

(祿壽應穩)

五月廿六日

(板部岡融成 奉之)

江雪

竹谷源^(七郎)
□□□□
(大野縫殿助)
□□□□

(史料2)⁹⁾
(押紙)

「竹谷

大野」

苅川郷御検地御書出

一拾四町五段小十歩 田数

分錢七拾貳貫六百七十九文 段別五百文宛

一貳拾四町貳段半卅歩 畠数

分錢四拾貫廿七文 段別百六十五文宛

此内、拾五貫七百六十二文、夏成

此永樂、七貫八百八十一文、

以上、百拾貳貫七百六文

此内、

貳貫文 神田

拾壹貫文 公事免

貳貫文 井料

三貫文 代官給

貳貫文 定使給

以上、貳拾貫文 引物、

残而、

九拾貳貫七百六文

定納

此永樂、

四拾六貫三百五十三文

此内、

拾七貫貳百四十二文 本年貢

貳拾四貫百一文 増分

此外、五貫文、増分之内、竹谷・大野兩人^三永被下

以上、四拾壹貫三百五十三文、

右、四拾壹貫三百五十三文、毎年岩付御藏奉行衆^三可渡之者也、仍

如件、

天正 五年^{丁丑}

(祿壽應穩)

(板部岡融成 奉之)

五月 廿六日

江雪

竹谷

大野

ここにあげた二つの史料には、天正五年（一五七七）に竹谷源七郎と大野縫殿助が府川郷の「隠田」を領主後北条氏に訴えたことにより検地が実施され、両人は府川郷の代官職を得るとともに、増分のうち五貫文を与えられたことが示されている。府川郷では、天正十五年（一五八七）に再び検地が行われ、五貫五百五十文の増分が打ち出された。¹⁰⁾ その際にも、竹谷・大野両名は年貢納入の責任者としてあらわれるとともに、天正五年に与えられた五貫文を保証されている。短期

間のうちに検地が重ねて実施され、相次いで増分が打ち出されていることから、当該期の府川郷において耕地開発が進展していたことがわかる。

大野縫殿助は、府川郷における検地の五年前にあたる元龜三年（一五七二）、「地堺」であることから「河越本郷」の検地に際して田地案内を務め、荒地の「十年荒野」を認められ開発を奨励されていた。

（史料3）¹¹⁾

一五拾参貫貳百七十四文 河越本郷検地之辻、

此内

五貫文

縄寄

壹貫文

井料免

壹貫文

定使免

壹貫五百文

代官給

以上八貫五百文、

残而、

四拾四貫七百七十四文

定納、

以上、

右、壬申年検地之辻、如斯相定候、田地案内者、雖無之候、大野縫殿助地堺、致案内分、如此相定候、此外荒地拾年荒野致之、可為開由、仰事候者也、仍如件、

（印文未詳）

元龜三年^壬七月廿六日

井出入道

以三（花押）

大野縫殿助との

これより、大野縫殿助は一郷村のみにとどまらず、複数の郷村における検地や耕地開発に関与する存在であったことがわかる。

さらに、竹谷源七郎や大野縫殿助以外にも、中世末期の府川郷にかかわる人物名が具体的に記された他の史料を次にあげておく。

（史料4）¹²⁾

寅年大普請未進也、人足老入出之、野本より板五十枚、岩付へ届之、
恆岡可渡之者也、仍如件、

天正七年
卯

四月廿九日

（祿壽應穩）

府川郷小沢図書分

百姓中

これより、竹谷・大野両名が代官として在任していた時期に、府川郷には小沢図書なる後北条氏の給人が存在していたことがわかる。史料1に「御領所」との記載があり、史料2にも小沢図書分の記載はみられないことから、当該期の府川郷には後北条氏直轄領と給人知行地が併存していたとみることができる。このうち、前者では、竹谷・大野両名が代官として郷村運営に主導的な役割を果たしたと位置づけられる。

Ⅲ. 在村給人・有力百姓とその在所

ここでは、府川郷に知行地を有した小沢氏や、代官として郷村運営

に携わった竹谷・大野氏の来歴や属性、近世以降の動向を、その在所の様相と関わらせながら検討することにより、中世末期における郷村の動向を明らかにしていく作業を行ってみたい。

1. 小沢氏と府川村

後北条氏のもとで府川郷に給分を所持した小沢氏は、中世郷名を継承した府川村（川越市府川）を近世以降も在所とし、その名主を世襲した家柄であった。¹³⁾ 現在の府川には、柳原・前方・新田（新田方）・二本松の4地区があり、柳原は西隣する志垂・網代の集落と接続するが、前方・新田・二本松は菅間や石田の集落が立地する微高地上に位置し、これらの村落とは微高地上に設定された「ホリ」によって境が画されていた。また、柳原には八幡社が、前方には観音堂とそれに付設された共同墓地が存在する。¹⁴⁾

府川では、「府川五名」と称される小沢・綾部・小林・長坂・島崎の五姓が村の草分けと位置づけられており、これらの総本家の屋敷はいずれも柳原に存在した。¹⁵⁾ そのなかでも、小沢氏は檀那寺である中院の過去帳において、旧府川郷域で最も古くからその姿をあらわし、¹⁶⁾ その初出は「貞治三年（一三六四） 妙心尼 府川郷 小沢民部内」にまで遡る。その後、室町・戦国期を通じて絶えることなく記載され、天正一八年（一五九〇）の「如蘭 小沢 ■ 従小田原自害」に至る。しかし、過去帳にはその後もあらわれ続け、小沢氏が天正一八年以降も存続したことを示している。

過去帳の小沢氏に関する記載において、その在所は多くが「府川郷」ないし「府川」である。しかし、永徳二年（一三八二）の道性門（小

沢道嘉（右近）や、正保二年（一六四五）の妙伝尼（小沢藤右衛門内方）は「府川キソメ」となっている。また、一例ではあるが、慶長一四年（一六〇九）の妙秋尼（小沢ノ内）は「府川柳原」とされている。こうした記載は、近世以前には在所の異なる複数の小沢家が存在したことを示すものである。

また、中世末期から近世初頭にかけての小沢氏に関する記載のうち、俗名まで記載されている事例は、天正二年（一五七四）の「府川 小沢藤右衛門」、慶長十七年（一六二二）の「府川 小沢藤右衛門」、正保二年の「府川キソメ 小沢藤右衛門内方」としてあらわれる小沢藤右衛門の系統と、文禄二年（一五九三）の「府川郷 小沢与五郎」から、寛永六年（一六二九）の「府川 小沢与五郎父」、寛永十九年（一六四二）の「府川 小沢清五郎内方」、慶安三年（一六五〇）の「府川 小沢氏清五郎内方」へと至る小沢与五郎および清五郎の系統とに大別される。ここからも、小沢氏の並立を中世末期にまで遡らせることができる。

現在、小沢姓は旧府川郷域八か村のなかでも府川村のみにみられ、二つの系統に分かれるとされている。このうち、一つの系統の総本家はかつて柳原に存在し、この家が小沢姓全体の総本家であると位置づけられていた。¹⁷⁾ また、前方のなかの一地名である「木染」に屋敷を構えていた小沢家（屋号「ハタヤ」）が、もう一つの系統の総本家であり、この家を中核とするイッケが独自に構成されている。¹⁸⁾ これより、過去帳にあらわれた二つの系統は、柳原と木染の両小沢氏に該当するとみることができる。

以上のように、後北条氏が川越一帯を支配する以前から、小沢氏は府川郷を在所とする在地武士であり、その地盤は一貫して近世府川村域にあったとみることができる。また、後北条氏によって認められていた給分も、それ以前からの権益を継承したものであったと位置づけられる。

中院過去帳には、小沢氏以外の「府川五名」を構成する名字として、元和五年（一六一九）の「小林織部父」、寛永三年（一六二六）の「島崎次郎左衛門老母」という記載があり、これらの家が近世初頭には存在していたことを示している。また、綾部家は中院過去帳に名字の記載がないが、永正二年（一五〇五）に丹波国綾部（京都府綾部市）から人麻呂神社を奉じて府川に移住したとの伝承があり、その墓地には戦国期から近世初頭にかけての年次が記載された墓石がみられる。こうした事例から、近世府川村における中心集落としての役割を果たした柳原では、小沢氏に他姓を加えた、現在に引き継がれる集落の骨格が近世初頭には既に形作られていたと考えられる。²⁰⁾

2. 大野氏と谷中村・石田本郷・石田村

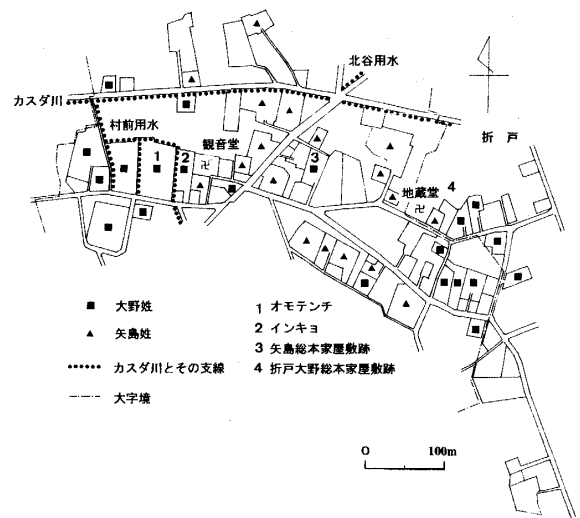
中世末期に府川郷の代官の一人であった大野縫殿助の末裔は、近世以降谷中村（川越市谷中）を在所として今日に至っている。近世谷中村は、中世府川郷域の南東部に位置し、石田村や石田本郷の集落に連続して集落が展開する。集落のほぼ中央にある観音堂には、弘安四年（一二八二）や建武五年（一二三八）の板碑が残存し、²²⁾中世から集落が営まれていたことを示している。

現在の谷中で

は、大野と矢島が主要な名字であり、集落西部および最東端に大野姓が、東部には矢島姓が分布する（第2図）。矢島姓は1つのイツケにまとまっており、イツケの共同墓地が観

音堂に付設されている。²³⁾大野姓は二つの系統に分かれており、集落西部に分布する大野姓によって一つのイツケが構成され、集落最東端に分布する大野姓は独自にイツケを形成している。大野縫殿助の末裔とされる家（屋号「オモテンチ」）は、集落西部に分布するイツケの総本家と位置づけられている。

「オモテンチ」に残る「大野家系図」によると、谷中大野氏は、織田雅楽亮重廣が石田本郷の大野内膳頼品を頼り、姻戚の故をもって谷中に住したことに始まる。²⁴⁾また、史料1・3にみられる大野縫殿助（義廣）は、織田雅楽亮重廣の長男にあたり、谷中の「郷庄官」を務めて田畑を多く開発し、近世以降も「武蔵野原」や「鴨田原」²⁵⁾の開発を推進するとともに、川越藩主酒井氏に願い谷中・折戸・鴨田（川越



第2図 谷中・石田本郷折戸両集落の概容
（「住宅地図」および聞き取りにより作成）
注）大野姓・矢島姓以外は無印とした。

市鴨田）・田島（川越市北田島）でも開発を行ったという。こうした記載は、姻戚関係を結ぶことによる石田本郷の大野家からの支援のもと、同家からの分出という形で谷中大野家が成立したものであるとともに、谷中大野家が戦国末期から近世初期にかけて、谷中村の範囲を越えた耕地開発の推進者となっていたことを示している。

さらに、同系図には、大野縫殿助の長男は早世し、二男八右衛門が家督を相続、谷中村の名主となった。三男は石田本郷大野氏の養子となり、四男は父とともに別家し、織田雅楽亮董廣とともに来住した織田勘解由治廣の家系を嗣いだ（屋号「インキョ」）とある。その後、元禄期に至る数代の間に、村内に三軒の分家を出すことにより、谷中村の主要なイッケである大野イッケが形作られていった。

ここにあげた谷中村に限らず、石田本郷や石田村にも大野姓がある程度まとまってみられ、これら三村が旧府川郷域における大野姓の主たる分布域となっている。旧府川郷域の最東部に位置し、入間川（古川）に臨む石田本郷は、上・寺・入・堂・中・下および折戸の七内路（ウツロ）²⁶⁾ からなり、折戸以外の内路は古川に沿った自然堤防上に並列し、折戸のみ谷中集落と同じ微高地上に位置する。大野姓は、石田本郷のなかでも折戸内路に集中して1つのイッケを成し、その総本家が「大野内膳の末裔にあたる家であった。」「三角屋敷」と称されたその屋敷は、周囲に土手を巡らした広大な構えであったといひ、西南角には大野内膳が勧請したという地藏堂が現存する（第2図参照）。地藏堂には折戸大野イッケの墓地のほか、「オモテンチ」をはじめとする谷中大野イッケの墓地も存在し、かつては折戸大野総本家の墓地と

「オモテンチ」の墓地とが並立していたという。²⁹⁾ ここにも、谷中大野氏と折戸大野氏が密接な関係にあり、谷中大野氏が折戸大野氏から分出したものであったことが示されている。

また、石田における大野姓も一軒に及び、同所における主要な名字の一つである。その墓地は村内の地藏堂にまとまっているが、現在ではイッケを形作っておらず、本分家関係も不明確である。³⁰⁾ 同村内にある地藏堂の墓地には、近世初期の没年が記載された墓石がみられることから、石田大野氏の起源も近世以前にまで遡りうると思われる。³¹⁾ 石田大野氏は、谷中や石田本郷折戸の大野氏との関係を伝えていないが、同一の微高地上であることから、個々の村落が独立して村境が確定する以前に、これらの大野氏の間と同族としての関係が伝えられていた可能性も指摘しておきたい。

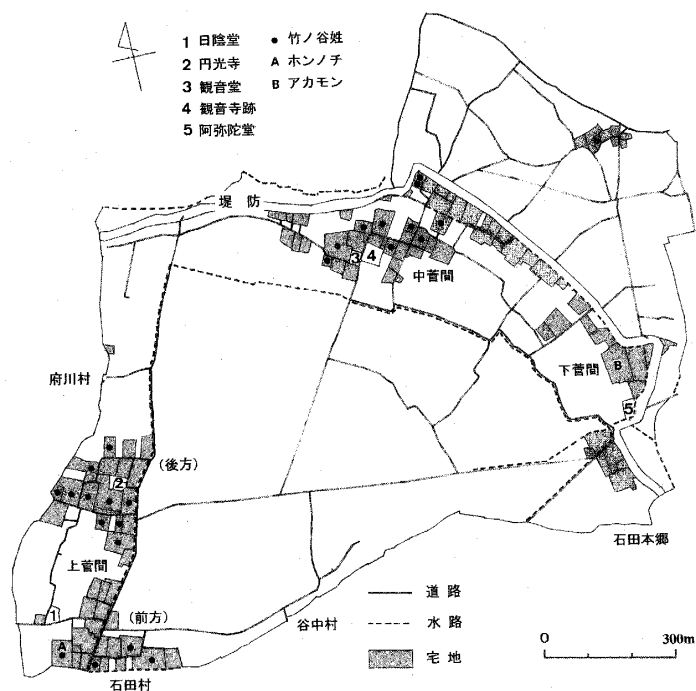
3. 竹谷（竹ノ谷）氏と菅間村

竹谷源七郎の末裔は、近世以降菅間村（川越市菅間）を在所として今日に至っている。旧府川郷域の北部に位置する菅間村では、後背湿地に形成された水田を取り囲むように鍵状に屈曲する自然堤防上に集落が展開している。慶長一二年（一六〇七）の「河越領菅間郷地詰帳御縄打」には、田反別四一町二畝二一歩・畑反別二二町三反一畝二五歩・屋敷反別一町六反一畝二四歩とあり、近世初頭には水田が卓越する耕地状況にあった。³²⁾

菅間村は、その内部が「上菅間」「中菅間」「下菅間」の三内路に分かれていた（第3図）。このうち、上菅間には日陰堂（阿弥陀堂）・円

光寺、中菅間には観音堂、下菅間には阿弥陀堂と、それぞれ独自に宗教施設が存在し、各々に板碑がみられることから、これらの宗教施設や集落の発祥も中世にまで遡りうる。³³⁾ また、二つの宗教施設をもつ上菅間は、その内部がさらに前方と後方とに分かれており、阿弥陀堂は前方、円光寺は後方の宗教施設および共同墓地となっている。

竹谷源七郎の末裔（竹ノ谷家）は、上菅間の南西端に位置し、構え堀をもつ屋敷形態から「ホンノチ（堀之内）」と称されている。近世には、下菅間の菅間家（屋号「アカモン」）とともに、この家が菅間村の名主であった。竹ノ谷家の系譜書上には、天正五年の史料に記載



第3図 菅間村の集落形態と竹ノ谷姓の分布
(明治9年(1876)「字一筆限地図帳」、「土地台帳」(いずれも竹ノ谷昭家所蔵) および聞き取りにより作成)

される竹谷源七郎が遡りうる範囲での初代とされ、三代勘解由が慶長一二年検地に際して案内人となり、四代七兵衛は慶安元年(一六四八)検地の案内人とともに名主を務めたとある。³⁴⁾

中院過去帳において、没年および在所が記載される竹ノ谷氏の初見は、慶長一七年(一六一一)の「浄喜門 竹之谷勘解由」である。系譜書上に記された竹ノ谷家各代の没年と、中院過去帳の記載に不整合があるため、³⁵⁾「浄喜門」が系譜書上において初代とされる竹谷源七郎から三代竹ノ谷勘解由までのいずれの者であるのか判明しない。また、年号が付されていない記載として「武谷大炊助父」「武谷大炊助母」「武谷遠州母」がみられるが、関連する史料がなく詳細は不明である。しかし、系譜書上にこの者たちの記載はないことから、竹谷源七郎よりも前の代である可能性もある。このように、不明・不審な点も多いが、少なくとも中院過去帳の記載から、近世初頭には竹谷源七郎の子孫が菅間を在所としていたことは確認できる。

旧府川郷域のなかでも、竹ノ谷姓がみられるのは主に菅間村で、上菅間と中菅間に分布している。菅間村には、竹ノ谷や菅間をはじめ、月吉・藤崎・宇津木(上菅間)、沢田・橋本・市野川・島村・西ノ谷(中菅間)、松本・岡野(下菅間)など多様な名字がみられるが、これらの名字のなかで複数の内路にまたがって分布する名字は少数である。その事例として竹ノ谷以外に橋本・沢田・松本があるが、いずれも中菅間と下菅間にまたがるものであり、上菅間と中菅間にまたがるのは竹ノ谷のみである。

上菅間の竹ノ谷姓は、その内部の地域区分に対応する形で二つの系

統に分かれるとされ、「ホンノチ」は前方に分布するイッケの総本家である。中菅間の竹ノ谷姓も、その内路を構成範囲とするイッケを独自に形成している。同姓が各内路で個々にイッケを構成するのも、菅間村のなかで竹ノ谷姓のみにみられる特徴である。

また、上菅間にみられる月吉や藤崎・宇津木などの諸氏は、阿弥陀堂や円光寺を墓地としているが、竹ノ谷イッケのみは、前方・後方ともに中菅間の観音寺跡に墓地が存在する。その墓地を共有することから、前方・後方の竹ノ谷イッケは同族関係にあったと推察される。また、観音寺跡とは道を隔てた観音堂には、中菅間竹ノ谷イッケを含む中菅間の共同墓地がある。菅間村のなかで、イッケが存在する内路のなかに墓地をもたず、墓地内に板碑もみられないのは上菅間の竹ノ谷イッケのみであり、こうした点でも、上菅間の竹ノ谷姓は菅間村のなかで特異な存在であるといえる。

ここに示された竹ノ谷氏の特異性についてのより詳細な検討は、材料の不足から今後の課題とせざるを得ない。しかし、在所に墓地をもたないという特徴は谷中大野氏と共通するものであり、谷中大野氏と同様に、竹ノ谷氏が上菅間における既存集落への転入者であった可能性を指摘できる。このことは、「ホンノチ」の屋敷が上菅間の最南端に位置し、村境と接していることから想起されるものである。一方で、谷中大野氏と異なり、竹ノ谷氏には中世末期から近世初期にかけて一村の枠を越えた広域的な開発を推進した痕跡はみられず、名字の分布からも、その活動範囲は近世菅間村域に限定されるものであったとみることができる。

また、中院過去帳における中世末期から近世初頭における「菅間」に関する記載のなかで、官途名をもつものを抜粋した第2表によると、永正二年（一五〇五）の兵庫をはじめ多くの事例があることがわかる。このうち、「兵庫」は菅間氏であることが先の系譜書上や墓石から確認できるが、その他は「大膳」が藤崎氏であることが知られるのみで、多くの名字は不明である。しかし、官途名をもつものがこれほど多くみられるのは旧府川郷域のなかでも菅間のみであり、中世末期におけるこの区域の様相を物語る一つの特徴であると捉えられよう。菅間村における名字の様相や、内路ごとのその分布からも、竹ノ谷氏は近世

第2表 「中院過去帳」における菅間の官途名記載

年 次	在 所	戒 名	俗名など
永正2年 (1505)	菅 間	道昌門	兵庫内
慶長4年 (1599)	菅 間	慶漢門	左馬助
慶長5年 (1600)	菅 間	道範門	兵庫
元和2年 (1616)	上 菅	道勝門	左京助
元和2年 (1616)	菅 間	道久門	左近
寛永元年 (1624)	菅 間	妙善尼	主計老母
寛永5年 (1628)	菅 間	道栄門	主計
寛永6年 (1629)	下 菅	妙善尼	兵庫内
寛永7年 (1630)	菅 間	清光尼	玄蕃内方
寛永7年 (1630)	菅 間	妙光尼	大膳内方
寛永11年 (1634)	上 菅	道永尼	玄蕃内方
寛永11年 (1634)	菅 間	道明門	兵庫
寛永11年 (1634)	菅 間	妙光尼	兵庫内
寛永11年 (1634)	菅 間	妙清尼	兵庫内方
寛永13年 (1636)	下 菅	性 運	名主 菅間兵庫
寛永14年 (1637)	上 菅	妙春尼	図書女子
寛永17年 (1640)	下 菅	道宗門	隼人
(無記載)	府川菅間	道慶門	伊豆
(無記載)	菅 間	妙岸尼	大膳母
(無記載)		道観門	藤崎大膳子

(「中院過去帳」より作成)

注) 竹ノ谷氏については本文中で提示しているので省いた。

に各内路において主要な同族を形成していくことになる有力百姓の一人であつたと位置づけておくのが妥当であろう。

IV. 郷の解体と開発

1. 郷の解体と新たな村落間結合の形成

ここではまず、前章で提示したことを考慮しつつ、史料1・4に記載される郷の領域について再検討することからはじめてみたい。

「河越本郷」の検地書出（史料3）を所蔵していたのは、宛先となつて大野縫殿助の末裔（「オモテンチ」）ではなく、大野内膳の末裔である折戸大野総本家であつた。後にこの家が転出したため、史料は分家に引き継がれて今日に至っている。同様に、折戸大野総本家から分家に伝わった史料として、天正一四年（一五八六）の「本郷」から大普請の人足三人の出役を命じた北条家印判状³⁶⁾、翌一五年の大普請につき「本郷」からの出役を命じた印判状³⁷⁾や「本郷」より招集すべき戦闘要員を記した定書³⁸⁾、天正一八年（一五九〇）の「本郷」における蔵米の未進分を皆済するよう命じた印判状³⁹⁾がある。

ここにあげた史料は、いずれも「本郷」を対象とするもので、史料を伝えてきた家の在所から、それが石田本郷を指すものであることは明白である。よって、史料3における「河越本郷」も、やはり石田本郷に該当すると考えられる。こうしてみると、石田本郷はこの時期には既に府川郷から離脱し、独立した郷村を形成していたとみなさねばならない。『新編武蔵風土記稿』には、「土人の伝に昔谷中・石田の二村もみな当村の内にて、なべて石田と唱へしとなり」とあり、「北

条役帳」に谷中・石田の名見えたれば分村せしも永禄年中より前のこととなるべし」と分析している。⁴⁰⁾「本郷」という呼称が用いられていることから、谷中・石田も天正期には独立した単位を形成していたと考えられるため、史料1・2にみられる「府川郷」は、旧来からの府川郷の一部に過ぎないということになる。

また、小沢氏の地盤が近世府川村域にあつたこと、竹ノ谷氏が菅間村をその活動範囲としていたことを考慮すると、史料1・2にみられる「小沢図書分」を除く「府川郷」は、近世菅間村に該当する地域単位と考えるのが妥当であろう。⁴¹⁾慶長一二年には、「河越領菅間郷」が竹ノ谷勘解由の案内のもとで検地を請けているが、近世菅間村へと引き継がれる固有の単位は、既に天正期には形成されていたのである。

石田本郷・谷中・石田に菅間を加えた四か村は、近世には石田村地内に鎮座する藤宮神社を共同祭祀していた。府川郷から離脱して独立した村落を形成した四か村は、新たな結合関係を構築していたのである。これより、府川郷からの三か村や菅間村の自立は、個々別々に進行的なものではなかったと考えられる。当該期に開発者や代官としてこれらの郷村を主導した大野縫殿助や竹谷源七郎は、ここにあげた動きを推進する役割を担う存在でもあつた。

2. 用水体系の構築と開発

最後に、本節では、四か村が府川郷から自立し、新たな結合関係を構築するに至る要因について、開発とかかわらせながら検討する。

これまでみてきた村落における水田の用水は、各所に存在する自噴

井戸や「居堀」（屋敷地の周囲に設定された堀）の溜水と、入間川から取水される用水江によってまかなわれていた。このうち、前者は補完的な役割を果たすに止まるものであったが、水不足の際には欠かすことのできない水源となった。⁴²⁾ また、後者は寺山用水と称され、旧府川郷八か村とともに、取水地点にあたる中寺山・下寺山村（川越市寺山）、石田本郷の南に位置する鴨田村（川越市鴨田）によって利用されていた。⁴³⁾

寺山用水は、宿粒村地内において、主に府川村によって利用される水路と、菅間・石田・谷中・石田本郷が利用する水路とに分岐していた（第1図参照）。このうち、府川村によって利用される水路は、柳原一帯及びその北に広がる水田地帯を灌漑するもので、府川村ではこの水路を「寺山用水」と呼んでいた。また、府川村では、四か村が利用する水路を「カスダ川」と称していた。⁴⁴⁾

カスダ川は、石田村地内において東南に流れる藤宮用水を派生させ、この分水は石田村南部の水田を灌漑した。さらに、カスダ川は北上する水路を派生させ、この水路は後に東流して菅間村地内の水田を灌漑した。さらに、カスダ川は谷中村に入ると、南流して谷中村南部の村前町・徳長町・森下町・高町を灌漑する村前用水と、北流して谷中村北部の北谷町およびその東に位置する五ノ神町（石田村飛地）を灌漑する北谷用水を相次いで派生させたのち、石田本郷へと流れ込んでいた。このように、菅間・石田本郷・谷中・石田四か村は、カスダ川という用水を共用するという結合関係にあった。

カスダ川の分水のうち、谷中村の村前用水は、集落部を貫流する際

に「オモテンチ」の構え堀に流入し、これを經由して集落の前面に広がる水田へと供給されていた。そのため、谷中村の構成員が総出で構え堀の堀浚いを行うのが慣例で、これを「ヤク（役）」と称していた。⁴⁵⁾ また、北谷用水に依存する北部の水田が、主に矢島イツケによって所持されていたのに対して、村前用水に依存する南部の水田は主に大野イツケが所持していたという。⁴⁶⁾ こうした「オモテンチ」と村前用水との関係から、谷中村への大野氏の定着が、カスダ川からの村前用水の分派にともなう谷中村南部の開発と連動したものであったと考えられる。寺山用水（カスダ川）の開削時期は明らかでないが、その分流と密接に関わる谷中大野氏は、近世へと引き継がれるカスダ川の用水体系構築に深く関与する存在であったとみることができる。

また、石田本郷（河越本郷）や菅間村（府川郷）も、カスダ川からの分水の供給が、領域内の開発に欠くことの出来ない条件であった。検地の際に、「河越本郷」で一貫文、「府川郷」では二貫文が井料免として控除されており、これらの郷村が用水の維持管理に主体的に関与していたこともわかる。「河越本郷」や「府川郷」の検地は、既存の開発地や開発の対象を領域内として認定されることで確保するとともに、認定された領域のもとに井料免を留保し、用水に対する權益を確固たるものとする役割を果たすものであった。これらの郷村を在所としない大野縫殿助が、検地を申請して増分を確保し得たことは、彼がこれらの郷村における開発にも関与していたことを示すものであるが、各村の百姓がそれを受け入れたのも、彼が一村の範囲を越えた用水体系の構築とその運用に寄与する存在であったからに他なるまい。カ

スダ川からの分水の設定による用水利用の深化と、それにともなう開発は、分水を利用する村落の自立を促進するとともに、用水を共用する村落間の新たな結合関係を生み出したといえよう。

さらに、用水の整備による一村の範囲を越えた開発は、開発対象地を在所とする者たちとの連携の下ではじめて可能となるものといえる。

大野縫殿助が折戸大野氏と密接な関係を維持することによって谷中や石田本郷の、竹ノ谷氏と結びつくことで菅間における耕地開発を推進した要因はここに求められよう。折戸大野氏や竹ノ谷氏も、大野縫殿助と結びつくことにより、在所における耕地開発を実現し、村落運営の主導権を掌握し得た。⁴⁷⁾ 広域的な開発を主導する者と在地の開発者が結びつくことによって実現した開発が、中世郷の解体・再編をもたらした、近世村落を創出した。こうした変化のなかで、開発推進者たちは、新たに生まれた村落における社会秩序の頂点に立ったのである。

大野縫殿助による開発対象地の一つであるとされる鴨田原は、近世には「石田本郷新田」と称され、鴨田村（川越市鴨田）と上・下老袋村（川越市上老袋・下老袋）とに囲まれた石田本郷の飛び地となっていた。石田本郷にとって、大野縫殿助による開発は、その対象を自村落に組み込んで村域を拡大させる契機にもなったのである。さらに、鴨田原には、天正一八年（一五九〇）の松山城落城とともに移住した長澤（仲）左近信正が芝開きとなり、慶長四年（一五九九）に天神社を同所に勧請したという伝承がある。⁴⁸⁾ また、やはり大野縫殿助による開発の対象地とされる鴨田村の西門には、長澤左近信正の兄にあたる長澤将監信清が移住したとされ、寛永一六年（一六三九）には長澤氏

が名主に就任していたことが確認できる。⁴⁹⁾ その時期と対象から、長澤氏の土着は大野氏による鴨田を対象とした開発と連動するものであったと考えざるを得ない。大野氏による開発は、新たな開発者のさらなる定着をもたらすものでもあった。⁵⁰⁾

V. おわりに

本稿では、中世末期における府川郷の様相とその変化について、史料にあらわれる戦国大名の給人や有力百姓を通して検討してきた。中世府川郷は複数の近世村落を合わせた範囲に及ぶ地域単位であったが、天正五年に検地を請けた「府川郷」は、その一部を占めるに過ぎないものであった。本稿ではこれを、石田本郷などの中世府川郷からの分離に続く、菅間の自立があらわれたものであると位置づけた。

中世府川郷の解体と石田本郷・谷中・石田や菅間の自立の動きのなかで、「河越本郷」や「府川郷」の検地に関与した大野縫殿助は、中世末期から近世初期にかけて在所である谷中や周辺地域を対象とした開発を積極的に推進する存在であった。大野縫殿助という開発主導者を生み出した谷中大野家は、石田本郷折戸大野氏との関わりのなかで谷中に成立したものであり、折戸大野家との関わりが、石田本郷における開発と検地への関与を実現させたと考えた。また、「府川郷」の検地に際しても、そこを在所としない大野縫殿助は、竹ノ谷氏と結びつくことによって検地への関与を実現させていた。こうした、元来開発対象地を地盤とせず、そこを在所とする協力者との連携のもとで開発を推進し、検地に積極的に関与する開発主導者像は、今後、開発主

体から中世末期における開発の特徴や、開発にともなう社会変化とそれによりあらわれてくる近世村落社会の様相について検討していく際に考慮していくべきものであろう。あわせて、折戸大野氏や竹ノ谷氏のように、開発対象となる郷村における、開発主導者を受け入れる存在が、中世末期における郷村社会の様相とその変化を説明するもう一つの鍵となると考えられる。

また、石田本郷・谷中・石田と菅間は、用水の共有を通して結びついており、谷中大野氏はこの用水と深く関わることで地域に根ざす存在となるとともに、周辺他村における開発を主導し得たと考えた。中世郷の解体をもたらした開発は、用水体系の構築によって実現したものであり、それゆえに、開発主導者が在所以外の開発を進め得たし、在地の協力者を必要としたといえよう。しかし、本稿では、近世の検地帳などから耕地状況を分析し、そこから中近世移行期における開発の様相を具体的に提示し、用水体系との関連について考察していくには至らなかった。この点に関しても、今後の課題としたい。

〔付記〕

本稿を作成するにあたり、現地調査に際して川越市谷中・菅間・府川地区の多くの方々に温かいご助力を頂きました。記して厚く御礼申し上げます。

- 1) 例えば、池上裕子「戦国時代の武蔵における開発」（地方史研究協議会編『「開発」と地域民衆―その歴史像を求めて―』、雄山閣出版、一九八八年、一一五―一三三頁や、稲葉継陽「村の再開発と名主―戦国期東国村落と大名権力―」（『戦国史研究』三四、一九九七年、一―一二頁）があげられる。
- 2) 前掲1)のほかに、これらの郷村に言及した研究として、則竹雄一「戦国期における「開発」について」（『史海』三七、一九九〇年、一七―二九頁）や、深谷幸治「後北条氏の在地支配と村落内諸階層―入間・高麗両郡の事例を中心に―」（『きんもくせい（上福岡市史研究）』四、一九九八年、六―三五頁）、阿部浩一「戦国末―近世初頭の宿の開発と展開―遠江国気賀宿を中心として―」（本多隆成編『戦国・織豊期の権力と社会』、吉川弘文館、一九九九年、三四四―三六六頁）がある。
- 3) 蘆田伊人校訂『大日本地誌大系④ 新編武蔵風土記稿 第八巻』、雄山閣、一九九六年、三二〇―三二二頁。同書には、社伝として八幡社の創立年次は不明、康永三年（一三四四）再興とある。
- 4) 応永一三年（一四〇六）と推定される長尾憲忠請文写（『報恩寺年譜』）には、「武蔵國河越庄宿料（粒）郷内越生八郎入道跡・同國同郷内武新兵衛入道跡」とあり、宿粒は比較的早い時期に独立した郷村を成していたことがわかる（埼玉県編『新編埼玉県史 資料編5』、埼玉県、一九八二年、四四六頁）。
- 5) 延宝八年（一六八〇）に川越藩松平氏は新川を開削して入間川の河道を変更した。それにもない、旧河道を流れる水流は「古川」

と称された。

- 6) 埼玉県編『新編埼玉県史 資料編6』、埼玉県、一九八〇年、四三頁。

- 7) 旧府川郷域には、入間郡菅間村と比企郡曲師村を結ぶ「菅間の渡し」、入間郡府川村と比企郡角泉村を結ぶ「角泉の渡し」という二つの渡船場が存在した(埼玉県立きたま資料館編『歴史の道調査報告書 第九集 入間川の水運』、埼玉県政情報資料室、一九八八年、二九〜三一頁)。

- 8) 前掲6、四四五〜四四六頁。

- 9) 前掲6、四四六〜四四七頁。

- 10) 前掲6、六八七頁。

- 11) 前掲6、三六四頁。

- 12) 前掲6、四八三頁。

- 13) 前掲3、三二一頁。

- 14) 近世には、ここに光明寺(天台宗・仙波中院門徒)と阿弥陀堂が存在していた。『新編武蔵風土記稿』によると、阿弥陀堂は八幡社の本地堂で、光明寺持の堂宇であった(前掲3、三二一頁)。

- 15) 小沢操氏・長坂秋男氏より聞き取り。

- 16) 「川越中院過去帳」(川越市総務部市史編纂室編『川越市史 資料編 中世II』、川越市、一九七五年、二七一〜三四七頁)。

- 17) 柳原の小沢総本家は現存しない。

- 18) 小沢操氏より聞き取り。この地域では、先祖を同じくする同族組織のことを「イッケ」と称している。なお、こちらの小沢家も、現

在は旧府川村域内の他所へ屋敷を移転させている。

- 19) 広瀬瑛『小江戸川越の歴史散歩』、鷹書房弓プレス、一九九一年、二一六頁。人麻呂神社は川越氷川神社境内に鎮座し、毎年四月十八日の人麻呂忌には、綾部家で氏神祭を行っていたという。

- 20) 中院過去帳において、府川を在所とする有姓者の事例としては、他に慶長一四年(一六〇九)の「府川郷 布川兵庫内」、慶安五年(一六五二)の「府川 布川久左衛門父」、寛文六年(一六六六)の「府川 布川太郎右衛門」および承応二年(一六五三)の「下府川村 竹野七左衛門尉」があげられる。これらの名字は、旧府川村域に現在ではみられない。ただし、中山道桶川宿(桶川市)において本陣ならびに問屋・名主役を務めた府川家の由緒書によると、天正年中に越前大野城主大野秀利が浪人後府川村に移住し府川氏と改名後に桶川に移住し二代目甚右衛門が寛永年中に本陣・問屋・名主役を務めたとあり、府川村布川氏との関わりを想定させる(桶川市史編纂委員会編『桶川市史 第一巻 通史編』、桶川市、一九九〇年、二七四〜二七五頁)。また、近世宿粒村域には府川姓が現存する。

- 21) 近世にはここに正円寺(天台宗)と毘沙門堂が存在した。観音堂は正円寺の本尊であった聖観音を継承したものである。

- 22) 川越市庶務課市史編纂室編『川越市史第二巻中世編 別巻板碑』、川越市、一九八五年、六五頁。

- 23) 矢島イッケの総本家は谷中地区に現存しない。

- 24) 川越市総務部市史編纂室編『芳野村郷土誌稿』、川越市、一九七一年、六五頁。

25) 「武蔵野原」は武蔵野台地上の未墾地であり、大野縫殿助はそのなかの「中台」や「藤間窪」にて二町三反八畝三步の耕地を開発したという。なお、「鴨田原」に関しては本文で後述する。

26) 「内路」は、当該地域における村落内部の基本的な生活単位の呼称であり、一つの内路が葬式の際に手伝いを出す範囲や講組織の形成単位となっていた。

27) 谷中村の最東端に分布し、独自のイツケを形作っている大野姓は、折戸大野イツケと関係があるといわれている。

28) 前掲24、九六〇九七頁。

29) 地藏堂には弘安五年（一二八二）の板碑があり、中世から折戸に集落が営まれていたことを示している。なお、石田本郷では他に観行院跡（寺内路）や観音堂（堂内路）、宝蔵寺跡（下内路）に板碑がみられる。

30) 地藏堂には他に内藤・長島・鈴木・原田姓の墓地が存在する。また、他に大日堂に付設された墓地があり、そこには主に井上姓の墓地が存在する。近世には地藏堂・大日堂以外に大正寺・薬師堂が存在したが、現在ではみられない。これらの廃絶にともない、そこに付設されていた長島姓や内藤姓の墓地は地藏堂に移されたという。

31) 享保一九年（一七三四）の「川越領村高其外書拔帳」によると、当時石田村の名主を務めていたのは大野弥兵衛であった（川越市立図書館編『川越市史研究 第4号』、川越市立図書館、一九九三年）。これより、石田大野氏もまた、近世石田村において村落社会の中核に位置していたと捉えられる。

32) 前掲24、一一八頁。なお、この検地帳の所在を確認することはできなかった。

33) 上菅間阿弥陀堂には永享八年（一四三六）、円光寺には正応四年（一二九二）・正和四年（一二三五）・嘉暦元年（一二三六）・明德元年（一二三九〇）、中菅間観音堂には文永八年（一二七一）・応永一五年（一二四〇八）、下菅間阿弥陀堂には正長元年（一二二八）の板碑が存在する（前掲22、一四六頁）。

34) 前掲24、一一七〇一二三頁。

35) 系譜書上には初代源七郎が慶長元年（一五九八）没、二代内膳が承応三年（一六五四）没、三代勘解由が万治四年（一六六一）没とされている。

36) 前掲6、六四二頁。

37) 前掲6、六六二頁。

38) 前掲6、六七九頁。

39) 前掲6、七四七〇七四八頁。

40) 前掲3、三一四頁。

41) 永禄四年（一五六二）の北条氏康・同氏政連署書状写によると、河越籠城の功により小倉内蔵助に「河越庄内網代郷」を宛行っており（前掲6、一四七頁）、網代も独立した郷村となっていたことがわかる。このことから、「府川郷小沢図書分」は近世府川村もしくはそれに志垂村を加えた単位であったと考えられる。

42) 聞き取り調査で判明した事例としては、谷中村の「オモチンチ」の屋敷地前面に同家が所持する井戸が存在し、水田の用水として利

用されていた。また、菅間村の「ホシノチ」には屋敷内に自噴井戸があり、その水が構え堀に流入していた。水不足の際には、村の者たちが堀浚いをしてその水を水田に引いていたという。さらに、府川村の木染には、湧水によってつくられた池が昭和四〇年頃まで存在し、やはり水不足の際に用水として利用していたという。

- 43) 前掲3)、三三〇頁。聞き取り調査によると、入間川のさらに上流部で取水される小ヶ谷用水も、府川・石田・宿粒などの村で利用されていた。しかし、「入間郡之内村々普請箇所附帳」(年欠)において、旧府川郷域で近世に小ヶ谷用水を利用していたことが知られるのは宿粒村のみである(埼玉県編『新編埼玉県史 資料編13 近世4』、埼玉県、一九八三年、七九四〜八〇六頁)。なお、谷中・菅間・石田本郷では、明治四一年(一九〇八)から大正八年(一九一九)にかけて耕地整理が実施されている。

- 44) 長坂秋男氏より聞き取り。

- 45) 大野俊雄氏より聞き取り。

- 46) 大野俊雄氏より聞き取り。

- 47) 前掲36)〜39)の史料より、折戸大野氏は石田本郷の小代官であったと考えられる。

- 48) 前掲24)、一〇一頁。

- 49) 前掲24)、一三三頁。鴨田村西門内路では、近世には大野姓が存在したことを確認することができる。現在では同族としての関係にはないものの、「オモテンチ」では西門大野姓との関わりを伝えている。

- 50) 鴨田村には、中世末期以来鴨田村の名主を務めていた関民部が、關所に処せられてその所持地が没収されたという伝承がある。中院過去帳には、関民部が慶長一四年(一六〇九)に三人の「一属」とともに死去したとあり、それがやはり何らかの処分にとまうものであったことを示唆している。大野氏による鴨田原や西門を対象とする開発と、鴨田原の石田本郷への取り込みが進められるなかでのこの事態は、名主關所の背景に開発を巡る対立があった可能性を示唆するものである。